

意見書第7号

AEDの設置及び維持管理の促進に関する意見書

心室細動に陥った患者に電気ショックを与えることにより、心臓機能を正常に戻す医療機器であるAED（自動体外式除細動器）は、平成16年に医療資格を持たない一般人による使用が可能となったことを契機として、公共施設を中心に設置が進み、平成22年12月時点で全国に約33万台が設置されている。

心停止からAEDの使用が1分おくれるごとに救命率が1割ずつ低下するとも言われているが、音声ガイダンスに沿って誰でも操作できるAEDは、救急車が現場到着するまでの一次救命処置として活用されており、全国で多くの命を救ってきた。

万が一の時にでも即座に対応が可能となるよう、公共施設など必要な場所にAEDを設置することは、国民が社会生活を営む上で安心感をもたらすのであり、社会的要請が大きいと考えられる。しかしその価格は約30から50万円と高く、メンテナンスも約3年から5年に一度費用がかかるため、設置者への経済的負担は非常に大きいものとなっていることを鑑み、AEDの設置及び適正な維持管理の促進を図るため、設置者の経済的負担を軽減する総合的な支援策が求められている。

よって、国においては、早急にAED設置者の経済的負担を軽減する諸施策を講じ、AEDの設置及び適正な維持管理の促進を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

愛知県武豊町議会議長 加藤 美奈子

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣